

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

通所介護 (兵庫県指定 事業所番号 2872000761)

第1号通所事業 (兵庫県指定 事業所番号 2872000761)

当事業所はご契約に対して、通所介護又は、第1号通所事業（以下「指定居宅サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 姫路文化福祉会
法人所在地	明石市二見町西二見1601-1
代表者	理事長 下林 五枝
設立年月日	平成12年 3月22日
電話番号	078-945-0701
FAX番号	078-945-0720
Eメール	kaigo@p-moon.or.jp

2. 事業所の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上5階
建物の延べ床面積	3,946.85㎡
施設の周辺環境	明石市の西部で、すぐ播磨町に隣接する閑静な文教ゾーンの趣があり、交通も比較的便利

<事業所の説明>

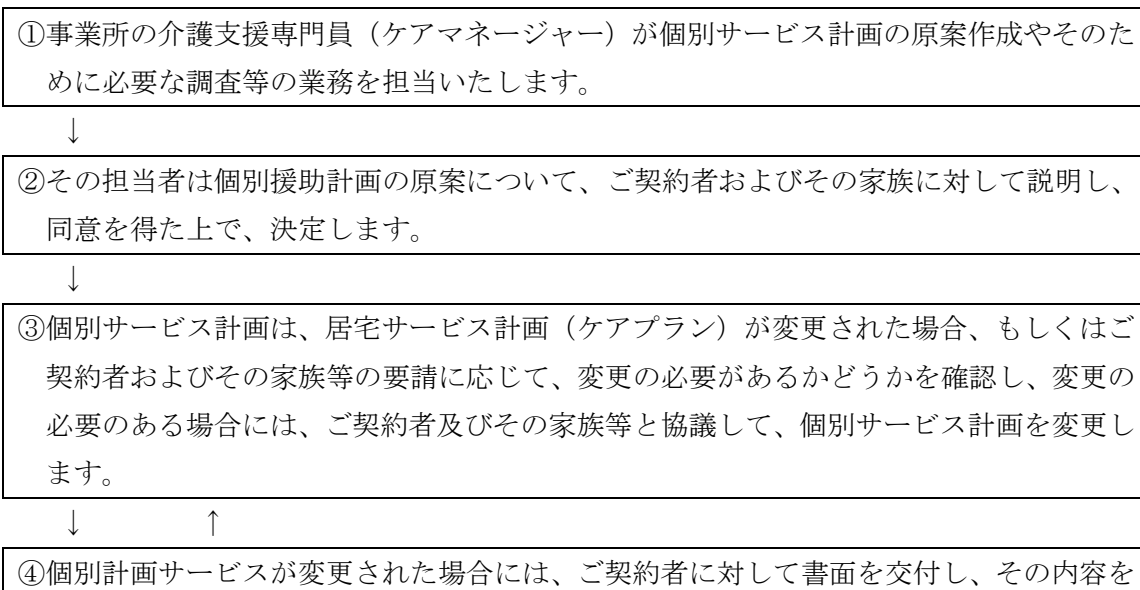
施設の種類	通所介護	第1号通所事業
指定年月日	平成12年11月15日	平成29年4月1日
指定事業者番号	2872000761	
施設の目的	介護保険令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、指定居宅サービスを提供します。	
施設の名称	特別養護老人ホームペーパームーン	
通称名	ペーパームーンデイサービスセンター	
施設の所在地	明石市二見町西二見1601-1	

交通機関	J R 土山駅下車 徒歩 20 分 山陽電車 西二見駅下車 徒歩 3 分	
電話番号	078-945-0701	
FAX 番号	078-945-0720	
管理者	山村 和美	
運営方針	要介護者等の心身の状況及び希望、並びにその置かれている環境を踏まえて、可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練および日常生活を行う上で必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消、心身の機能の維持、並びに利用者とその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	
開設（サービス開始）年月	平成 12 年 12 月 18 日	平成 29 年 4 月 1 日
通常の事業の実施地域	明石市 加古郡 播磨町 稲美町	
営業日	月曜日～土曜日	
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	
サービス提供時間	午前 9 時 45 分～午後 4 時 00 分	
利用定員	30 名	

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容をふまえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



確認して頂きます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い頂きます。
(償還払い)



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます
(償還払い)



要支援・要介護と認定された場合



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。
必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援をおこないます



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます



自立と認定された場合



- 契約は終了します。
- すでに実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約に対して指定居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定居宅サービス		
	指定基準	配置	備考
管理者	1名	1名	介護職員兼務
生活相談員	1名	1名以上	1名は介護職員兼務
介護職員	4名	4名以上	
看護職員	1名	1名以上	機能訓練指導員兼務
機能訓練指導員	1名	1名以上	
管理栄養士	1名	1名	特養兼務
調理員	—	相当数	特養兼務

<職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
管理者	勤務時間 8：30～17：30
生活相談員	勤務時間 8：30～17：30
介護職員	勤務時間 8：30～17：30 原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。
看護職員	勤務時間 8：30～17：30 原則として看護職員1名が勤務します。
機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：30
管理栄養士	特別養護老人ホームとの兼務
調理員	特別養護老人ホームとの兼務

<配置職員の職種>

管理者	事業所の統括管理を行います。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。
管理栄養士	食事の献立をたて、栄養相談に応じます。
調理員	献立に基づき調理を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅サービスを提供します。

また、そのサービスについて

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常は9割）が介護保険から給付されます。

①食事	<ul style="list-style-type: none">・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にてとっていただくことを原則にしています。・昼食の時間はおおむね正午～午後1時
②入浴	<ul style="list-style-type: none">・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽（順送式・座位式浴槽）を使用して入浴することができます。
③排泄	<ul style="list-style-type: none">・ご契約者の排泄の介助を行います。
④機能訓練	<ul style="list-style-type: none">・機能訓練指導員等の作成した機能訓練計画により、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するため、機能訓練を行います。また、日常動作やレクリエーション等を通して動作訓練を実施します。
⑤健康管理	看護職員が健康管理を行います。

利用料金表

【別紙】の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。

☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については【別紙】と異なる

る場合があります。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります

①介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス	介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用される場合は、前述のサービス利用料金表に定めた「サービス利用料金」の全額（自己負担ではありません）が必要となります。
②食費	昼食 680円（おやつ含む）
③複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録（5年間保存）その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分をご負担いただきます。 1枚につき 10円
④通常の事業区域外への送迎	通常の事業実施区域外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との送迎費用として別途実費料金を頂きます。（通常の事業区域：明石市全域及び播磨町、稲美町） その場合、1キロメートルにつき50円を徴収させていただきます。又、時間外の送迎は家族対応になります。
⑤レクリエーション活動	ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。
⑥その他	【別紙】通所介護、第1号通所事業共通の実費参照

※経済状況の変化その他やむをえない事由がある場合、金額を変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月毎に計算（月末締）のうえ、ご請求します。支払いは、所定の手続きによりご利用の翌月20日に郵便局口座より自動引き落としとなります。ただし、諸般の事情により貯金口座の自動引き落としが困難な場合はこの限りではありません。

(4) 利用中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日の17時までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日の17時までに申し出がなく、17時以降もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

取消時間	取消料
前日17時までに申し出があった場合	なし
前日17時以降に申し出があった場合	当日ご利用料金の全額 (自己負担分)

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上記の区分に従い、自己負担額の全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までにご契約者から契約満了の申入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者が死亡した場合 ②要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ④施設の損傷等により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください） ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください） |
|---|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部または一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合 ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません） |
|---|

- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。この場合、事業者は1か月以上の期間を置き、理由を記載した文書をもって通知します。

- ① ご契約者及びその家族代表者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者及びその家族代表者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間をさだめた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は、ご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

（３）契約の一部が解約または解除された場合

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスにかかる条項はその効力を失います。

（４）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全などに配慮するなど、契約書第11条、12条に規定される義務を負います。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場所には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただしコピー代は有料となります。
- ⑤ご契約者にたいする身体的拘束その他行動の制限行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等の拘束をする場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービスの提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。又、ご契約者との契約終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8. サービス利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により、原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。また、必要に応じ市町村に報告します。

10. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、

ご契約者の置かれた心身の状況をくみとり、相当とみとめられる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①ご契約者及びその家族代表者が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ②ご契約者及びその家族代表者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合
- ④ご契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合

1 1. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	山村和美
-------------	-----	------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援しています。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 2. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保について

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

ハラスメントに関する責任者	管理者	山村和美
---------------	-----	------

1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

(令和6年4月1日まで経過措置期間)

1 4. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常事態の発生時において、業務を継続的に実施、再開するために計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

(令和6年4月1日まで経過措置期間)

15. 苦情の受付について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅サービスに係る利用者及び家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- イ 利用者及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応し、調査、改善措置を行い利用者及び家族に説明するものとします。

(2) 苦情申立の窓口

- ア 事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

特別養護老人ホームペーパームーン（デイサービス）

○苦情受付担当者 生活相談員 織田浩平

○苦情解決責任者 センター長 山村和美

所在地 : 〒674-0094 明石市二見町西二見1601-1

電話番号 : (078) 945-0701

FAX : (078) 945-0720

受付時間 : 月曜日～土曜日 午前8時30分～17時30分

イ 運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付

○第三者委員

藤井 厚子 〒674-0092 明石市二見町東二見962-3

電話 : 078-943-2382

杉本 龍一 〒674-0094 明石市二見町西二見2014-3-715

電話 : 090-5054-7682

- ウ 当事業所以外に行政区の介護保険課・国民健康保険団体等でも苦情を受け付けています。

明石市 福祉局 高齢者総合支援室

所在地 : 明石市中崎1丁目5-1

電話番号 : (078) 918-5091

FAX : (078) 919-4060

受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～17時

兵庫県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

所在地 : 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801

電話番号 : (078) 332-5617

FAX : (078) 332-5650

受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時～17時15分

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供に際し、本書面に基づき本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人姫路文化福祉会
特別養護老人ホームペーパームーン（デイサービス）

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行します。

立会人（家族代表者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（契約者との関係 _____）